

因幡国服部庄の伝領に関する基礎的考察

歴史学教室 錦 織 勤

一. はじめに

因幡・伯耆地方は全国的に見てもまれな中世史料の空白地帯である。そのため、庄園・公領の状況、特にその内部の様子、伝領関係などはほとんど知ることができないというのが実情である。この閉塞状況を一步でも前進させるためには、隣接の諸学の援用もさることながら、残された僅かな史料を正確に、かつ徹底的に読むという作業がとりあえず求められていると思う。しかし率直に言って、そのような作業が着実に進展しているとは、いいえないようである。

原因はいくつかあろうが、研究発表の場が乏しいことにも一因があるのではなかろうか。これまでの研究は、相互に批判をしながらより妥当性の高い仮説に至るといふ、学問研究の基本的な過程を踏みえていないように思えるのである。例えば、本稿で取り上げる服部庄についても、いくつかの論は提出されているが、発表された書物の性格もあって、前論を批判的に検討して新しい論を展開するという手続きはとられていない。極端に言えば、相互に無関係に自説を展開するという形になってしまっているのである。地方に根ざした研究の発表機関が求められる所以であるが、とりあえずここでは、服部庄の、特に鎌倉末から南北朝期の本所・領家職などの伝領について、先行研究の採るべきところと糺すべきところを明確に指摘することを心がけながら、残された史料を読み解いていくことを目指している。若輩の僭越な言辭とみえる部分もあろうが、その点についてはご海容を賜わり、誤っている点については厳しいご批判を頂戴できれば幸いである。

なお、服部庄の所在地については小坂博之氏の後述の論文によって、現在の鳥取県岩美郡福部村であったことが明らかになっている。また関係する文書は、主として楞嚴寺文書⁽¹⁾「因幡国宇倍宮領服部庄手継重書案」の14通であるが、それらについては最初にリストを掲げておいて、以下では典拠はこの番号のみで示すことにしたい。

- | | | |
|----------------------|----------|-----------------------|
| ① 欠年月日 | 領家相伝系図 | (『鎌倉遺文』<以下同>, 17191号) |
| ② 正応2 (1289) 閏10, 27 | 後深草上皇院宣案 | (17190号) |
| ③ 正応3 (1290) 7, 24 | 東二条院令旨案 | (17394号) |
| ④ 正応3 (1290) 8, 28 | 坊城俊定奉書案 | (17433号) |
| ⑤ 正応4 (1291) 9, 28 | 坊城俊定奉書案 | (17700号) |
| ⑥ 永仁6 (1298) 10, 16 | 伏見上皇院宣案 | (19855号) |
| ⑦ 永仁7 (1299) 1, 20 | 東二条院令旨案 | (19930号) |

- ⑧ 徳治 2 (1307) 6, 25 遊義門院令旨案 (22997号)
- ⑨ 徳治 2 (1307) 8, 22 後宇多上皇院宣案 (23030号)
- ⑩ 徳治 3 (1308) 2, 16 後宇多上皇院宣案
- ⑪ 元徳 2 (1330) 3, 10 左衛門督局讓状案 (30962号)
- ⑫ 元徳 3 (1331) 3, 3 広義門院令旨案 (31372号)
- ⑬ 応安 7 (1374) 9, 12 崇光上皇院宣案
- ⑭ 永徳 2 (1382) 3, 2 楊梅親覚寄進状案

二. 研究史の整理

服部庄の伝領関係について多少なりとも触れているものは、次の諸研究である。

- a) 小坂博之氏「因幡国服部荘について⁽²⁾」
- b) 山中寿夫氏『鳥取県の歴史⁽³⁾』
- c) 『鳥取県史 第2巻 中世⁽⁴⁾』(以下、『県史』と略称)
- d) 『兵庫県史 第2巻⁽⁵⁾』
- e) 小坂博之氏『山名常照と禅刹⁽⁶⁾』
- f) 『写真でつづる楞嚴禅寺⁽⁷⁾』(以下、『写真』と略称)
- g) 『福部村誌⁽⁸⁾』
- h) 『角川日本地名大辞典31 鳥取県⁽⁹⁾』
- i) 『鳥取市史 第1巻 古代・中世篇⁽¹⁰⁾』(以下、『市史』と略称)

このうち、特に重要なものは a, b, c, f, i であるので、この5編についてやや細かく紹介することにしたい。

小坂氏は a で次のように論じた。まず、正応2年(1289)の院宣(②)や翌年の令旨(③)・奉書(④)から、服部庄はもともとは順徳院の姫宮がもっていたが、彼女の死後、相伝すべき人がなかったため、本所の東二条院の計らいとして左衛門督局に領家職が譲られた。他方、宇倍宮も何らかの形で知行していたらしいから、「領家職的なもの」は左衛門督局と宇倍宮で二分されていたと考えるべきである。そして、そのような領有権の重なり方については、初め宇倍宮領であったのが皇室関係者に寄進され、そこから更に皇室を本所に仰ぐという、二重の寄進によって形成されたものであるとする。つまり氏が、初め宇倍宮領であったとしたのは、宇倍宮が領家だったことを意味していたのである。

その後、正応4年に奉書(⑤)が下され、左衛門督局の領家職は宇倍宮に返還されることになった。局には、代わりに宇倍宮領高狩別符(八頭郡用瀬町鷹狩)が与えられた。ところが、永仁6年(1298)には再び服部庄は左衛門督局に返還された(⑥)。小坂氏はそう論じている。そして左衛門督局の領家職は、その後、楊梅盛親から真乗寺を経て、楊梅盛親子息の親行へ返付され、彼から楞嚴寺に寄進されたとする。

bの『鳥取県の歴史』は、関係分は小坂氏の原稿によると明記しているが、本所については a とやや異なる論が示されている。すなわち a では、姫宮の職については本所か領家か明記されていないが⁽¹¹⁾、ここでは承久の乱の頃は順徳天皇の姫宮が本所であったとしているのである。そして、彼女の死後(正応2年没か)、後深草天皇の皇后東二条院に伝えられ、その後、遊義門院、広義門院、宣政門院へと伝えられたと述べている。

これに対して、cの『県史』（第三章第四節一「因幡国の郷・保・荘園」）の主張はかなり趣が違っている。第一は、もともと当庄は（順徳天皇の姫宮ではなく）順徳天皇自身の所領であったとする点である。そして没後、相伝すべき人がなかったため、正応2年に左衛門督局に領家職が譲渡されたとする。ただ、以後の伝領については小坂氏の論と同じであるし、正応4年の社家への返還、永仁6年の再返還についても、また領家には局と社家が並列的に存在していたとする点についても同様である。

第二に、④にみえる「別納にて御知行」について、小坂氏が下地あるいは得点を分割して知行することと理解しているのに対して、上分の納入の仕方の問題とする点が新しい。すなわち、宇倍宮への上分を除く本所への年貢については、宇倍宮を経由せず、左衛門督局から直接本所に納めることが別納の意味であるとする。そして、そこから宇倍宮の当庄領有は左衛門督局の領知に寄生するような形のもので結論付けた。

本所は、順徳院に関しては「順徳院の所領」という表現しかなく、本所・領家のいずれか明瞭でないが、東二条院→遊義門院→広義門院と伝領されたとする点は、『鳥取県の歴史』と同様である。なお、宣政門院については明言されていない。

fの『写真でつづる楞嚴禅寺』は、細かな事実について初めて明らかにしたところが数多くあり、その点では貴重な研究であるが、基本的な部分は『県史』を踏襲している。順徳院の所領であったとする点、左衛門督局は領家職の一部をもち、同じく領家の他の一部をもつ宇倍宮に対し社用を上分として納入する義務を負っていたが、本所への年貢は神社を経由せず直接納入する権利（別納）を認められていたとする点、などなどである。

一つ注目すべき点は、左衛門督局を後嵯峨上皇妃で後深草上皇の継母としたところである。小坂氏は左衛門督局について、弘長4年（1264）2月29日の藤原氏女讓状案⁽¹²⁾にみえる「藤原氏の女」とし、『鳥取県の歴史』では「東二条院につかえる左衛門督局」、「東二条院の女房」とされていた。

iの『市史』は、それまでの研究とは大きく論点を異にしている。すなわち、「伝領関係と荘園としての様相については」『県史』に委ね、庄の成立の時期に関する詳論を展開しているのである。

まず、服部庄の本所は順徳院から、途中不明ながら、後深草院へ譲渡されてきたとする。そして、貞応3年（1224）の「宣陽門院所領目録」の「因幡国宇倍庄」は「宇倍社」の誤記、すなわち宇倍社領のことであるとし、その中には服部庄も含まれているとする。ところが宣陽門院領の前身である長講堂領の建久2年（1191）の注文には、宇倍社領はみえないから、宇倍社領が皇室領になったのは建久2年～貞応3年の間、とりわけ順徳天皇の期間（1210～21）であったとみてよい、と結論付ける。さらに、そのことは有力在庁官人であり宇倍社の神主であった伊福部氏が、院政政権と直接的に結び付く立場をとったことを意味する、としている。

『市史』の論は、在地の有力豪族である伊福部氏の古代以来の動向を見定めようという意志を強く感じさせる論述で、極めて魅力的といってよい。しかし後述のごとく、事実関係の理解において問題を含んでいるところもあり、結論的には賛成できない。それはともかくとして、いまここでは本所が順徳天皇から後深草院へと伝領されたとしている点、正応2年に後深草院が本所であったと主張している点に注意を喚起しておきたい。

さて、以上の研究で一致しているところ、一致していないところをまとめると以下のようになる。異論のないところは、次の2点である。

ア) 左衛門督局以後の領家職は、正応4年に宇倍宮へ一旦返還されたが（局へは代わりに宇倍社領の高狩別符を給付）、永仁6年には再び局へ返付され、その後は楊梅盛親→真乗寺→楊梅親行→楞

厳寺へと伝領されたとする点。

イ) 領家職は左衛門督局と宇倍宮が並行してもっていた、つまり、領家職は二分されていたこと、それこそが「別納」の意味であった、とする点。

それに対して、一致していないところは次の諸点である。

ウ) 左衛門督局への譲渡以前の所有者について。小坂氏は、順徳院姫宮から左衛門督局へとするが、姫宮のもっていた職については本所とも領家とも記していない。ところが『鳥取県の歴史』では、本所が順徳院姫宮から東二条院へ譲られ、その東二条院によって領家職が左衛門督局へ与えられたとしている。『県史』では順徳天皇の所領であったとしている。ここでも職が何であったのかは明記されていないが、順徳天皇の跡を引き継いで左衛門督局が領家職を得たとしていることからすると、領家職と受け取れなくもない。『市史』は、本所は順徳院から(途中不明)後深草院へと伝領されたとする。後深草院を正応2年段階の本所と考える点で、他の諸説と異なっている。このように、左衛門督局以前の職の保有者については、まったく一致をみていないといつてよい。

エ) 宣政門院が本所であったかどうかについて。この点についても、本所とする論と、そのように明記しないものと二様ある。

オ) 別納の具体的なあり方について。小坂氏は、宇倍宮と左衛門督局が得分あるいは下地を分割して知行していることと主張する。それに対して『写真』では、②の「別納にて御知行候うへハ、社家のさまたけあるへからす候」を「領家職を有した左衛門督局の荘園支配が、年貢の一部を本所東二条院への上納と、宇倍神社に『社用』の上分米を納入する義務を負って」いることを意味しているとする(80～81頁)。別納は、この場合、左衛門督局が社家を経由せず本所に年貢を納入することを指していると解されている。詳しくは記されていないが、『県史』がいわんとしたところもそのようなことであったと思われる。

次節では、上記の不一致点の検討はもちろん、一致点についてもその当否を考えてみることにしたい。

三. 本 論

1. 左衛門督局以前の領有関係について

ここでは、前節で指摘した諸問題を考えるために、やや冗長になるが、さしあたり事実経過を追っていくことから始めたい。出発点は、正応2年(1289)の後深草上皇院宣案(②)である。この院宣は端書に「伏見院々宣」とあるが、既に『県史』(282頁)が、それは誤りで、後深草院の院宣であることを明らかにしている。

伏見院々宣案

因幡国宇倍宮領服部庄事、順徳院の姫宮手継をのこされす候うへハ、相伝すべき人無にて、本所の御はからひにて、熊乃上分以下社用けたいなく御沙汰候へく候、そのうへ姫宮の御菩提をもとふらい申され候へきよし、御気色候、あなかしく

法性寺前中納言

正応二年閏十月廿七日

雅藤

左衛門督との御つほね

内容は、因幡国宇倍宮領服部庄は順徳院の姫宮が手継を残されていなかったため、相伝すべき人が

なかった、(このたび)本所の処置として、(左衛門督局が)熊野への上分をはじめとする社用を怠りなく納入すべきであること、加えて、姫宮の菩提も弔うべきである(ということになった)という由の(後深草院の)ご意向であった、ということになる。ここからは、もともとは順徳院の姫宮が知行していたこと、その職を相伝すべき人がないという状況だったので、本所の処置として、それを左衛門督局に与えることになったこと、などが明らかになる。

ところで、この文書から順徳院の所領(本所・領家を問わず)であったことを読み取ろうとするものがある。それは「順徳院の姫宮」の「姫宮」の部分に虫損があることから、例えば『市史』のように「順徳院の[]手継」と読み、順徳院が知行していたと解することに起因しているようである。しかし、これについてはすでに小坂氏が「順徳院の姫宮」と正しく解読されている。虫損は甚しいが、「姫」の字は読み取れるし、本文後半に「姫宮の御菩提」という言葉も出てくるから、疑問の余地はないと思う。そうだとすると、順徳院の所領であったとする論は論拠を失うことになる。

また、同様に順徳院の姫宮が本所であったとする論もみられる。例えば『鳥取県の歴史』、『兵庫県史』など。しかし、これにも賛成できない。順徳院姫宮とは、これまでの研究では順徳院の内親王、すなわち諦子(明義門院)と穠子(永安門院)の二人を指すとされていたが、諦子が早く寛元元年(1243)に没しているのに対して、穠子はこの少し前の弘安2年(1279)に死去しているから、後者を指すとするのが自然である。姫宮(穠子)が死去した後、讓状がなかったため彼女の職が宙に浮いていた、そこで(本来は姫宮自身もしくはその子孫の権限で、本所は口出しすべきものではないのだが)本所の計らいで左衛門督局に与えることにした、というのであるから、姫宮の職は左衛門督局が得た職と同じものであるはずで、少なくとも本所ではない。

左衛門督局に与えられた職が何であるかについては、この院宣からは明らかにならないが、①では「領家相伝系図」として「左衛門督局——大蔵卿盛親——從三位親行——楞嚴寺」となっていること、元徳2年(1330)3月10日の左衛門督局讓状案(⑩)によって前大蔵卿(楊梅盛親)に讓られ、さらにその子息楊梅親行(親覚)が、永徳2年(1382)楞嚴寺に寄進した(⑭)のが「服部庄領家職」であること、などからいって、左衛門督局の得た職が領家職であったことは明白である。もちろん、これは既に指摘されているところである。

さて前引の院宣をうけて、翌年7月24日付で東二条院令旨(③)が出される。ここでは、院宣に任せて服部庄を知行し、年貢を懈怠なく納めるようにという東二条院の命が伝えられている。東二条院がそのような令旨を出していることについては、既に小坂氏が指摘されたように、本所の立場でなされたものであることは明らかである。とすれば、前年の後深草院の院宣を本所という立場で出されたものとする『市史』の論もあるが、それは誤りで、国政を握る院という立場から発せられたものであるとすべきである⁽¹³⁾。

以上、左衛門督局以前については知りうるところは次の諸点である。順徳院姫宮(永安門院穠子)が当庄に関する職をもっていたこと、彼女の職は領家職であったと考えられること⁽¹⁴⁾、順徳天皇自身や後深草院が本所や領家であったという証拠はないこと(正応2年段階の本所は東二条院であった)。なお、小坂論文では左衛門督局は藤原氏女とし、『鳥取県の歴史』では東二条院に仕える女性、『写真』などでは後嵯峨天皇妃とする。小坂説は弘長4年(1264)2月27日の讓状(注(12)参照)に「左衛門督局 ふちわらの氏女」とあることを根拠とするが、服部庄の左衛門督局は元徳2年(1330)に讓状(⑩)を作成していて、両者の間は70年近く隔たっている。二人を同一人物とすることには無理があろう。また『写真』の後嵯峨天皇妃説は、『本朝皇胤紹運録』に、後嵯峨天皇の子「円助法

親王」の注に「母左衛門督局中納言能保卿女」という記事があること、『尊卑分脈』で藤原能保女子の一人に「円助法親王母」と注記されていること、などに根拠があるようである。しかし、『尊卑分脈』によれば能保は建久9年(1198)に51才で死去となっており、元徳2年(1330)に讓状を書いている女性の父とするにはかなり無理がある。従って、後嵯峨天皇妃説にも賛成できない。『鳥取県の歴史』の説はもっとも違和感のないものであるが、ただこのように断ずる決め手はなく、結局、左衛門督局については不明とするほかない。

2. 別納について

③の令旨の1ヶ月後、坊城俊定の奉書(④)が出されている。それは次のようなものである。

同奉書案

服部庄ハ御知行候へきよし、院宣を□^(F)され候につきて、おなしく令旨をなされ候ぬ、別納にて御知行候うへハ、社□^(R)のさまだけあるへからす候^(上)[]、仰下され候、あなかしく

正応三

坊城前大納言

八月廿八日

としきた

左衛門督との御つねへ

左衛門督局が別納として知行することになっている以上、社家の妨げがあってはならない旨、東二条院から仰せ下された由が伝えられている。社家とは、前引の後深草上皇院宣(②)に「宇倍宮領服部庄」とあって、順徳院姫宮(その権利を引継いだ左衛門督局)や本所以外に宇倍宮も当庄に何らかの権利をもっていたことが窺えるから、ここでも宇倍宮を指しているとしてよいと思う。この点は既に先行研究で一致をみている点でもある。

では、「別納にて御知行」とは具体的にはどういうことなのだろうか。注目すべきは、左衛門督局が別納で知行することが、社家の妨げがないことの保証となっている点である。これは逆にいえば、別納にしない場合、社家の妨げが生ずる可能性があるということになる。

そもそも別納というのは、本来の収納ルートをとらずに(あるところを飛び越えて)納入されることを意味する。たとえば、もともとA→B→Cという経路で年貢が上級権力のもとに納められていくのに対して、AからいきなりCに納めるようにすることを指している。

服部庄の場合、次の四つが考えられる。第一は、左衛門督局から宇倍宮を通さずに直接に本所に年貢を納入すること。これは『県史』や『写真』の主張するところである。いうまでもなく、これは、別納でなければ「服部庄現地→左衛門督局→宇倍宮→本所」というルートであることを意味している。第二は、そのバリエーションであるが、服部庄現地から局を経由せずに宇倍宮に直接年貢を納入すること。第三は、服部庄の現地から宇倍宮を経由せずに直接、領家である左衛門督局へ納入すること。この場合、「庄現地→宇倍宮→左衛門督局→本所」というのが本来の納入経路となる。第四はその変種で、宇倍宮が局を経由せず直接本所に年貢を納入すること、である。

この四つのなかで、一応論理的可能性として挙げはしたが、ほとんど現実性のないものが二つある。第二と第四のケースである。というのは、「別納にて御知行候」とは、左衛門督局の知行の仕方としていわれていることであるのに、右に二つの場合、別納として知行しているのは現地もしくは宇倍宮ということになるからである。

では、残る第一と第三はどちらの方が妥当性が高いのであろうか。前記のごとく『県史』などは第一案をとるのであるが、それはいったいなぜなのか。理由は二つあると思われる。一つは、先に引いた後深草院の院宣(②)の中に、「熊乃上分以下社用」を左衛門督局が沙汰(納入)すべしとい

う文言があるが、この「社用」を宇倍宮への納入物と解していること。つまり、左衛門督局は宇倍宮への社用納入を義務づけられていたと解していることである。二つめは、同院宣などに「因幡国宇倍宮領服部庄」とあることから、宇倍宮は服部庄のかなり上位の職をもつと理解されていることである。

確かに、院宣の「社用」は宇倍宮の社用とすることも不可能ではないが、「熊乃上分以下社用」と「姫宮の御菩提をもとふらう」ということは、宇倍宮とは関係のない負担とみることもできなくはない。その点に関して参考になるのは元徳3年(1331)の広義門院令旨案⁽¹²⁾である。

□義門院令旨案

因幡国宇倍宮領服部庄、任相伝全知行、竹林院供料以下事、無懈怠可被致其沙汰之由、
広義門院令旨所候也、仍執達如件

葉室前大納言卿

按察使 判

元徳三年三月三日

前大蔵卿殿

ここでは前大蔵卿(左衛門督局の譲りをうけた楊梅盛親)に対して、宇倍宮領服部庄の知行を認め、それに伴う義務として「竹林院供料以下」を挙げている。竹林院とは上の令旨の発布者で、本所である広義門院の実父西園寺公衡の法号であるから⁽¹⁵⁾、少なくとも「竹林院供料以下」が宇倍宮への納入物でないことは明らかである。この令旨の骨組みは先の後深草上皇院宣⁽²⁾と同じであるが、そこで「竹林院供料」に対応しているのは「熊乃上分以下社用」である。とすると、「熊野上分以下社用」についても、必ずしも宇倍宮と結び付けなければならないという理由はないといつてよい。

また二つめの点についても、「宇倍宮領服部庄」という表現は、必ずしも宇倍宮が当庄の上級の職をもっていることを意味するわけではなく、これだけから宇倍宮がもっていた職を窺うことは困難である。従って、別納が何を意味しているかは、その他の条件も加味しながら総合的に判断されなければならない。

さて、そこで第一案をみるとき不自然に思うのは、順徳天皇の姫宮(永安門院穠子)の保持していた領家職を受け継いだ左衛門督局が、庄園現地と宇倍宮の間に位置しているという関係である。姫宮は勿論、局も皇室と関わりのある女性であるから、当然京都に住んでいるはずである。それが服部庄の現地と直接関係を持ち、服部庄の近隣に所在する宇倍宮に年貢を納入するのが正規の形態であった、というのはやや考え難いところである。その点、第三案は宇倍宮が在地の人物から年貢を受取り、京都の局への納入を正式な形としていたが、宇倍宮がそれに関して妨げをなすので、局への納入分は庄園現地から直接納めること(別納)にした、ということになり、無理がないと思う。

以上、別納とは庄園現地から(宇倍宮を経由せず)直接左衛門督局に納められること、という結論になったのであるが、そうすると、宇倍宮は庄園の職体系上はどのように位置付けられるのであろうか。従来は宇倍宮は領家職の一部を左衛門督局と分割する形でもっていたとされてきた。しかし、①の「領家相伝系図」には宇倍宮は出てこないし、領家職が宇倍宮との間で分割されているのなら、どのような分割の仕方なのかを限定するものがどこかにはあるはずなのに、そのようなものはまったく見当たらない。また、別納というのは一般には先述の如く、上下関係があるのにも拘らずそこを経由しないことを意味しているのであるから、そのことからいうと局の職と社家の職には上下関係があったはずで、同じ領家職を分けあっていたとは考えにくい。これらの理由で、通説には賛成できない。決め手があるわけではないが、宇倍宮は在地領主と領家との間の職をもっていた、今のところそう考えている。このようにしても、それが「宇倍宮領服部庄」という呼び方とそぐわ

ない、ということはないと思う。ただ残念ながら、その職の名前は明らかにできないのであるが。

3. 社領への返還をめぐる

正応2年(1289)に左衛門督局に与えられた服部庄は、しかし、同4年に国衙領に戻された。次にそのことを記す坊城俊定奉書案(⑤)を掲げる。差出人「としきた」は③・④に見えている坊城俊定である。

同^(令)旨案

宇倍^(宮)領高狩別符、服部郷の替に御知行候へく候、はとりハことに申沙汰せられ候て、社領にかへし付られて候ハ、そのかほりに高狩を相伝知行せ^(られ)[]候^(へ)きよし仰下され候、あなかしく

正応四年九月廿八日 としきた

左衛門督との御つほねへ

宇倍宮領高狩別符を服部郷の替わりに御知行なさるべきである、服部は特に取り計らって、社領に返付されたので、そのかわりに高狩を相伝知行されるべきであるということ(本所の東二条院が)仰せ下された、と訳せよう。服部庄は社領に返付され、代わりに左衛門督局には宇倍社領の高狩別符(八頭郡用瀬町鷹狩)が与えられることになった、確かにそう記されているし、これまでそのことを疑ったものはない。しかし、これには重大な疑問がある。この奉書を除く多くの文書は、これとは正反対の事実を示しているからである。

まず、次のような伏見上皇院宣案(⑥)がある。

伏見院^(上)宣案

因幡国宇倍宮領服部庄返付候了、社家可有御管領之由、
新院御氣色候也、以此旨可令申入^(東)[]二条院給、仍執達如件

雅藤卿

永仁六年十月十六日 参議 判

謹上 坊城前中納言殿

永仁六年は西暦1298年。同年7月22日に伏見院は新しく院政をしくことになったのであるが、その3ヶ月後の10月16日付けで、宇倍宮領服部庄を返付したから、今後は社家が管領すべきであるという意向を、本所である東二条院へ申し入れているのである。しかし上記の通説によれば、服部庄はすでに正応4年(1289)に社領に返付されているはずである。そうだとすれば、ここで社家に返付というのはどう説明されるのであろうか。史料は残っていないが、正応4年以後、この時までにはいったん局に返還されていたとするのであろうか。そのような込み入った事情があるにすれば、その後の文書にもまったくそのようなことを窺わせるものがない。これが第一の疑問点である。

そして、⑥をうけて東二条院は次のような令旨を発している(⑦)。

東二条院令旨案

因幡国宇倍宮領服部庄事、正応^(院宣)[]ならひに去年の院宣にまかせて、も^(とのこ)[]とく御知行候へきよし、

東二条院令旨候也、あなかしく

坊城前^(中納言)[]

永仁七年正月廿日

判

左衛門督との御つほね

ここでは東二条院は、正応院宣と去年の院宣に従って、もとのごとく宇倍宮領服部庄を知行するように、と左衛門督局に命じている。ところが去年の院宣とは、永仁6年の伏見上皇院宣(⑥)のことであり、そこでは前述のごとく、宇倍宮領への返付、社家による管領が命ぜられていたのである。これが第二の疑問点である。更に、正応の院宣とは正応2年の後深草上皇院宣(②)以外になく、それはまさしく服部庄を左衛門督局に与えたものであった。

⑥・⑦を虚心にみれば、宇倍宮領に返付されたからこそ左衛門督局の知行も(再び)認められることになった、と解さざるをえなくなる。つまり、神社の知行と局の知行は矛盾するどころか、一体・不可分のものとされていたと考えられるのである。そしてそのように考えるとき、上の二つの疑問も氷解するのである。

実は、そのような証拠は外にもある。その一つは、元徳2年(1330)3月10日の左衛門督局讓状案である(⑩)。

左衛門督局讓状案

いなはの国うへの宮りやうのうち、ほとりの庄ゆつりまいらせ候、此所ハふかくさの院の時、ちう\／さたをいたして、うへの宮りやうに申なして候、それにつきてゐんせんりやうしをくたされて候、さうてんすへきやうはりやうしに見へて候、その御身にむけてゐんせんを申給て、知行せられ候へく候、のちさたのためにゆつりしやうくたんのことし、

けんとく二ねん三月十日 判

さきの大くら卿とのへ

因幡国宇倍宮領の内、服部庄を讓渡いたします、この所は深草院の時、重々(重ね重ね)申し立てて、宇倍宮領にいたしました、それに基づいて院宣・令旨を下されたのです、相伝すべきことは令旨に見えています、(今後は)あなた自身に対する院宣を申請し、賜わって知行されるべきであります、後の沙汰のために讓状は右の通りです、といている。

ここでは、左衛門督局が種々尽力して服部を宇倍宮領にし、いってみればその功績によって局へ領家職を給付する院宣・令旨が下されたという筋道になっている。ここでも局と宇倍宮の知行が抵触するどころか、両者は一体のものとして捉えられているのである。

さらに、徳治3年(1308)2月16日後宇多上皇院宣案(⑩)は次のようなものである⁽¹⁶⁾。

同院宣案

因幡国宇倍宮領服部庄御知行さういあるへからさるよし、御気色に候、あなかしく

法性寺前中納言

徳治三年二月十六日

雅藤 判

左衛門督とのゝ御つほねへ

大事なところは「宇倍宮領」服部庄が、左衛門督局に安堵されていることである。もちろん、前回の⑦永仁7年の令旨でも同様に、局は「宇倍宮領」服部庄の知行を認められている。ただ、⑦ではそれまで宇倍宮領であったものを、このたび局に与えたという可能性もまったく否定はできなかったが、この院宣の場合はそうではない。明らかに、ここでは宇倍宮と左衛門督局の知行が並存している。宇倍宮と領家の並存は、これも前に掲げた元徳3年の広義門院令旨案(⑫)でも、まただいぶ後のことになるが、次掲の応安7年(1374)9月12日の崇光上皇院宣(⑬)でも同様である。

伏見殿院宣案

因幡国宇倍宮領服部庄、任由緒可令知行給之由

院御気色所候也

日野前中納言教光卿

応安七年九月十二日

判

楊

謹上 楊梅三位入道殿

因に、⑫の前大蔵卿＝楊梅盛親、⑬の楊梅三位入道＝親行、いずれも左衛門督局の領家職を伝領した人物である。

以上のようにみえてくると、⑤の正応4年の東二条院令旨を除けば、すべて宇倍宮領であることと左衛門督局（とその継承者）の知行は矛盾していない。それどころか、むしろ両者は一体のものと理解すべきものであったことがわかる。

では、このような食い違いは、これまではどう説明されていたのであろうか。先に触れたように、この点を取り上げたものはなく、ただ僅かに『県史』が永仁7年正月20日の令旨（⑦）について、「その令旨の中で、『正応四年ならひに去年の院宣にまかせて』という一節があるが、兩年の院宣とは先にふれたように、服部庄を宇倍宮に返付することを承認したもので、左衛門督局の知行を承認したものではない。この点に大きな疑問が残るが」（284頁）としているだけである。そして『県史』はその上でなお、正応4年の令旨は宇倍宮領への返還であったとする主張を維持しているのである。

しかし、これまでみてきたところから明らかなように、むしろ正応4年9月28日の坊城俊定奉書案（⑤）の方が、一連の文書の中ではかなり異質なものであった。従って、この奉書を第一義的に考え、他をそれに従属させる、もしくは他を無視するという、従来の立論は妥当なものとは思われない。逆に、この奉書について別な解釈は成り立たないか、という方向で考えるべきであると思う。仮に、この奉書1通が残っていなかったとしたら、他はすべて矛盾なく理解できるが、奉書を無理なく解釈するためには、少なくとも⑥・⑦・⑩・⑪・⑫・⑬などが邪魔をしているのである。

そこで、小稿では通説をまったく逆転させて、⑤の奉書以外から読み取れるところをもって宇倍宮領と左衛門督局らの領家職の関係としてとらえることにしたい。とはいえ、⑤の存在もまた厳然たる事実である。それについてはどう考えるのか、拙論を提示しなければなるまい。

⑤の奉書にまつわる疑問は、突き詰めれば、奉書の中の「はとりハことに申沙汰せられ候て、社領にかへし付られて候ハ」という部分だけである。前半は、「服部郷」の替わりに宇倍宮領の高狩別符を局が知行するように、といているのであるから、他の史料と背馳しない。しかも服部庄ではなく服部郷となっていて、前半部分だけなら、服部庄が国衙領に返還され、代わりに宇倍宮には高狩別符が給付され、それに伴って局もそれを知行するようにされた、というようにも解せるから筋は通る。

問題は「はとりハ……社領にかへし付られて候ハ」という部分である。これについては確証はないが、次のように考えておいて後考をまちたい。鍵となるのは、第一に、この奉書が後年に作成された案文であることである。『写真』が明らかにしているように、本稿の最初にリストを挙げた「服部庄手継重書案」は、次のような事情によって作成された案文であった。永徳2年（1382）に楊梅三位入道親寛（親行）から服部庄領家職の寄進をうけた楞嚴寺の南溟昌運が、足利義満の安堵を求めて義満愛妾の西御所高橋殿に仲介を依頼した。その折に、彼女のもとに預け置かれていたこれらの文書が悉く紛失した。そこで応永の頃に紛失状が作成されることになったのであるが、それがこの14通だったのである。

鍵の第二は、「て候」と「候へく候」は草書体が似ているといえなくもないことである。第一、第二をあわせて、現存奉書案の「社領にかへしつけられて候ハ」とは「社領にかへしつけられ候へく

候ハ」の写し誤りであった、そう考えてみてはどうだろうか。両者の違いは、前者が「社領に返付されたので」であるのに対して、後者は「社領に返付されるようにするつもりだから」ということになって、話はまったく逆転する。後者だとすると、⑤の奉書は全体としては次のようになる。

宇倍宮領の高狩別符を、服部郷の替わりに知行されるべきである。服部は特に取り計らって、社領に返してもらおうつもりであるから、(それまでは)代わりに高狩を相伝知行されるべきであるということを、(東二条院が)仰せ下された

もし、もとの文書がこのようであったとしたら、他の文書とは少しも背馳しない。むしろよく符合する。そして現実にも、7年後の永仁6年に服部は宇倍宮領に返付され、それは同時に左衛門督局への領家職の返付をも意味していたのである。以上、⑤の奉書については、上のように解する仮説を提起してみたい。

4. 真乗寺への寄進について

左衛門督局への返付後の伝領についてはおおむね諸説一致しているが、ただ真乗寺への寄進については多少見解が分かれている。本項ではその点について検討したい。まず、中心的に分析することになる文書を次に掲げる。欠年の某天皇綸旨⁽¹⁷⁾がそれである。

因幡国服部庄、御寄附真乗寺⁽²⁾由、被聞食之旨、
 天氣所候也、以此旨⁽¹⁸⁾令申入宣政門院給、仍執達如件
 十月十二日 左中将(花押)

謹上 前兵部権少輔殿

解釈は後述することとし、これをめぐる先行研究について述べておこう。ここに見える宣政門院を本所と明瞭に記すものと、宣政門院の地位を明記しないものと両論ある。そこで、この点を検討することが第一の課題となる。また上の史料に見えている真乗寺については、従来これを領家とすることでは一致していた。それが承認しうるのかどうか、その検討が次の課題となる。

綸旨の出された背景については、『写真』に的確な指摘がある。宣政門院は後醍醐天皇の息女で、元弘2年(1332)、後に北朝の天皇となる光厳天皇の中宮になった女性である。南北朝の争乱の中で、暦応3年(1340)俄に出家して梅溪と称し、京都の西郊に真乗寺を開山した。この綸旨もこのとき出されたものであると考えられる。

ここでもとにかえろう。上の綸旨はどう解すればよいのであろうか。(宣政門院が)因幡国の服部庄を真乗寺に御寄付なさりたいという由を、お聞き届けになるという旨の天皇のご意向であった、このことを宣政門院にお申し入れになって下さい、ということになるのではないか。つまり、自分の開山した真乗寺に服部庄を寄付したいという、宣政門院の意思が(前兵部権少輔を通じて)天皇に打診され、天皇がそれを認めることを(前兵部権少輔に)伝えたものと解される。

残念ながら、寄進されたものが何であるのか、本所なのか領家なのかということについては、ここには記述がない。従って、その点は他の状況から判断するほかないのであるが、まず注意すべきは、宣政門院が寄付の意思をもっていたことである。このことは、寄付される職が彼女自身の有するものであったことを窺わせるからである。いかに中宮とはいえ、他人の職を勝手に寄進できないことはいうまでもない。そこから出てくるのは、真乗寺が得たのは宣政門院のもっていた職であったという、あたりまえの結論である。つまり、小坂論文や『鳥取県の歴史』のように、宣政門院は本所で、彼女が領家職を真乗寺に寄進したとすることはできないし、『県史』や『写真』のごとく、領家職は楊梅盛親へ譲渡された後、一時期、真乗寺へ寄進されたことがあるとするのも妥当でないとい

うことになるのである。後者の場合は、たとえ宣政門院の職が領家職だったとしても、盛親から一時期、宣政門院を経て、真乗寺へとすべきだからである。

このことを念頭において、領家職の伝領をみると、宣政門院も真乗寺もその跡を残していないことが重要である。すなわち、応永の頃に作成された紛失状、これは領家職に関する手継証文なのであるが、そこには宣政門院も真乗寺もまったく見えていないし、①の「領家相伝系図」にも当然姿を現わしていないのである。そもそも上の論旨は正文であって、楞嚴寺から安堵を求めて高橋殿に預け置かれていたものの中には入っていなかったとおぼしい。つまり、領家職安堵の際には必要不可欠な文書ではなかったのである。これらのことは、真乗寺に寄進されたのが領家職ではなかったことを示しているように思われる。

加えて、元徳3年(1331)という鎌倉最末期の本所は広義門院であったが(⑫)、彼女は持明院統の後伏見天皇の妃であったことが注目に値する。これらの事実から導き出される推論は、大覚寺統の後醍醐が再び即位した建武の段階で、広義門院に対し、当庄の本所職を光厳の中宮であり後醍醐の娘である権子(宣政門院)に譲渡するよう強制する力が働いたのではないかと、というものである。つまり、建武初年に本所職は広義門院から宣政門院へ譲渡されていたのではないかと推測するものである。そうだとすれば、真乗寺に寄進されたのは本所職であることになって、上述のところとうまく符合する。

ただ先述の論旨が正文であることは、上の推論にとっても不都合なことではある。それは領家職に関するものではないとしたら、なぜ楞嚴寺に残っているのかが理解しにくいからである。それについては明らかにすることはできないが、逆に、論旨の伝領をもとにして宣政門院が領家であったとすることにはより大きな矛盾が生ずるから、伝来の事情については今後検討することとし、上の結論はなお維持し続けたい。

四. むすびにかえて

これまで述べてきたところをまとめれば、次のようになる。

- あ) 本所は東二条院から遊義門院→広義門院→宣政門院→真乗寺と伝えられたこと。東二条院以前については明らかでないこと。
- い) 領家職は順徳院姫宮の跡を、正応2年(1289)左衛門督局へ与えられ、その後は楊梅盛親→楊梅親行→楞嚴寺と伝領されたこと。なお、順徳院の姫宮とは穠子(永安門院)を指している。
- う) 別納とは、本来は庄園現地から宇倍宮を経由して左衛門督局に納入されるべきところを、庄園現地から直接に左衛門督局に納入することを意味していたこと。因に、宇倍宮のもっていた職についてはその名称は定かではないが、庄園現地の在地領主(下司職)と左衛門督局の領家職の間に位置するものであったと考えられる。
- え) 正応4年(1291)に左衛門督局から宇倍宮へ返還されたとするのは、文書の写し誤りに基づく誤解で、この時は庄園から国衙領に返されたのであり、当然、宇倍宮領でもなくなっていたこと。そして、宇倍宮と左衛門督局へは高狩別符が代わりに与えられた。
- お) 永仁6年(1298)、服部は再び立庄されて宇倍宮領となり、同時に左衛門督局の領家職も復活したこと。

注

- (1) 楞嚴寺は兵庫県美方郡浜坂町。基本的には、最も入手が容易な『兵庫県史 史料編 中世3』(兵庫県, 1988年3月)によった。また、『鎌倉遺文』に掲載されているものについてはその番号も記した。ただし、文書の解読については『写真でつづる楞嚴禅寺』掲載の写真版で訂正したところがある。
- (2) 『鳥城』創刊号, 1968年3月。
- (3) 山川出版社, 1970年4月。
- (4) 鳥取県, 1973年3月。該当部分は仲村研氏が執筆。
- (5) 兵庫県, 1975年3月。
- (6) 楞嚴寺, 1976年9月。
- (7) 同刊行会, 1978年3月。該当部分は太田順三氏が執筆。
- (8) 鳥取県岩美郡福部村, 1981年6月。
- (9) 角川書店, 1982年12月。
- (10) 鳥取市, 1983年3月。該当部分は浜崎洋三氏が執筆。
- (11) ただ、「順徳院姫宮の跡をうけて服部荘は藤原氏の女、左衛門督局に譲られた」(44頁)とあり、他方で左衛門督局は領家と明記されているから、姫宮は領家職をもっていたとされているように解せる。
- (12) 東寺百合文書ホ, 『鎌倉遺文』9050号。
- (13) 後深草の院政は弘安10年(1287)～正応3年(1290)の間である。
- (14) ただ、内親王という身分の高い人物が領家であるということには若干の問題は残るし、またその時の本所は誰だったのかという点にも問題は残るが、それらについては後の研究に委ねざるをえない。
- (15) この点は『写真』が指摘している。なお藤原氏の氏寺の極楽寺(京都市伏見区深草に所在した寺院)の子院に竹林院がある(『山城名勝志』巻16)が、両者の関係は明らかではない。
- (16) 『鎌倉遺文』では該当のところには見当たらないし、『兵庫県史』は誤りが甚しいので、念のために全体を掲げた。
- (17) 楞嚴寺文書3号(『兵庫県史』史料編, 中世3)。

(1992年4月20日受理)

